

施設等利用給付 2 号認定児の保護者様

保育支援担当課長 樋口 友久
(公印省略)

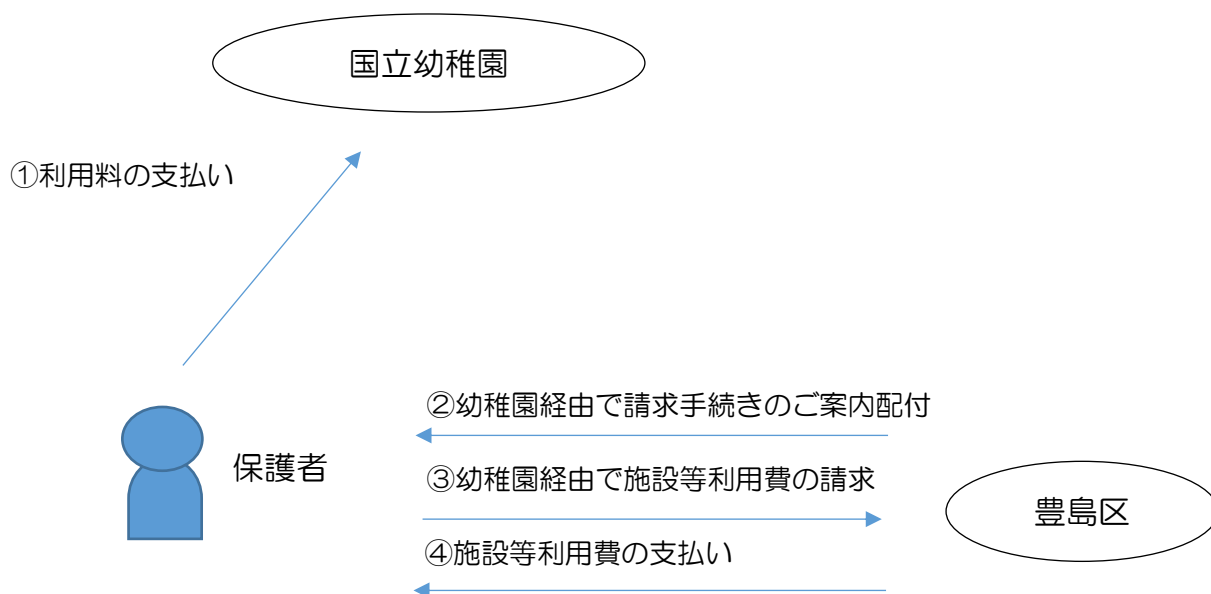
施設等利用費の請求について（令和 6 年度分）

日頃より、豊島区の幼稚園事業にご理解・ご協力いただき誠にありがとうございます。

令和元年 10 月 1 日より開始された幼児教育無償化により施設等利用給付認定を受けられた方は、幼稚園の預かり保育の他に認可外保育施設等を利用した場合に、区にその利用費相当分を請求できます。手続き等は以下のとおりとなりますので、該当される方は受付期間内に書類をご提出ください。

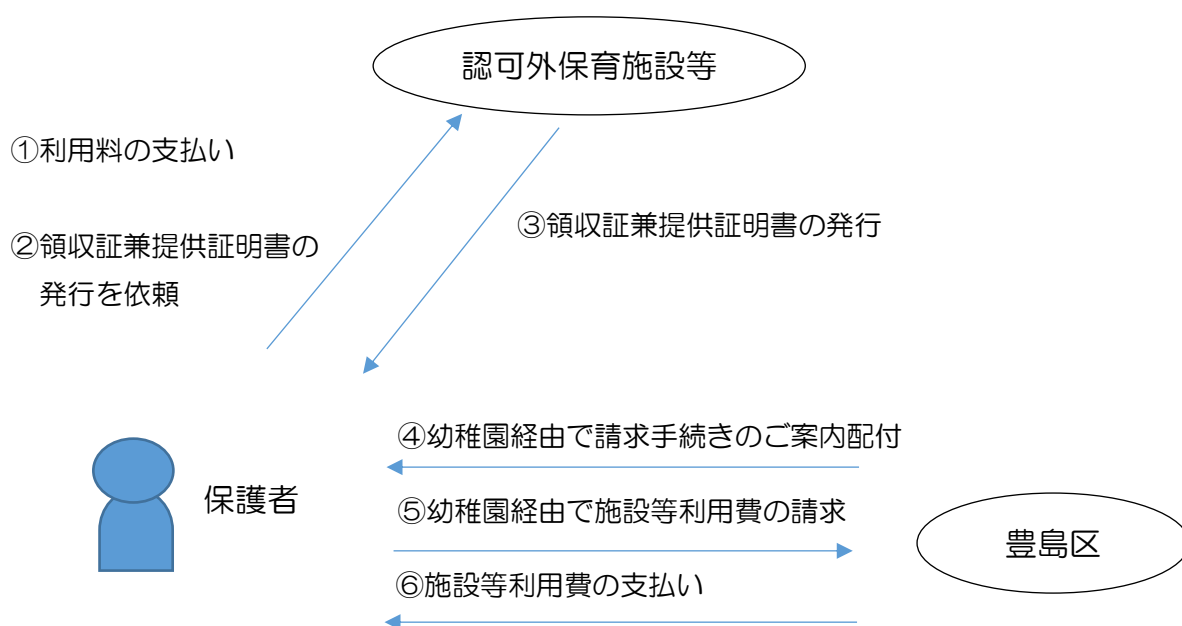
1. 基本的な手続きの流れ

（1）国立幼稚園の保育料等



- ① 国立幼稚園に利用料をお支払いください。
- ② 豊島区より、請求手続きのご案内を幼稚園経由で配付します。★当該ご案内
- ③ 提出書類をそろえて、受付期間に在園している幼稚園へ提出してください。
- ④ 書類審査後、保護者口座へ施設等利用費をお支払いします。

(2) 認可外保育施設等の利用料



- ① 認可外保育施設等に利用料をお支払いください。
- ② 利用終了後又は月末に、認可外保育施設等より「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書」の発行を依頼してください。
- ③ 認可外保育施設等より「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書」を受領してください。
- ④ 豊島区より、請求手続きのご案内を幼稚園経由で配付します。★当該ご案内
- ⑤ 提出書類をそろえて、在園している幼稚園へ提出してください。
- ⑥ 書類審査後、保護者口座へ施設等利用費をお支払いします。

2. 区への請求手続き

(1) 提出書類

施設等利用費請求書（第2号様式）

※国立幼稚園の保育料、認可外保育施設等の利用料どちらも上記様式で請求できます。

請求書にあわせて、下記書類もご提出ください。

【国立幼稚園の保育料等】

幼稚園より発行された「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書（第7号様式）」※幼稚園で発行してもらう書類のため、園よりご提出いただきます。

【認可外保育施設等の利用料】

利用した施設より発行された「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書（第11号様式）」の発行を依頼してください。

※同封しておりますので必要に応じて活用してください。（複数枚必要な場合はコピー）

＜ファミリー・サポート・センター事業を利用した場合＞

① 「施設等利用費請求書（第2号様式）」※区指定様式

② 援助活動の報告兼領収書

（2）対象利用期間 令和6年9月～令和7年3月分

（3）提出締切 在園している幼稚園が決めた期日

（4）提出先 在籍している幼稚園

（5）提出方法 任意の封筒に関係書類を入れて在籍園に提出

※園が決めた期日までに提出が難しい場合は、令和7年4月4日（金）までに
豊島区子ども家庭部保育課幼稚園グループへご提出ください（郵送・窓口）。

3. 支払い時期

令和7年5月下旬に、ご申請された口座へお支払いする予定です。

※ただし、提出いただいた書類に不備や添付漏れ等があった場合には、支払時期が遅れる場合がございますのでご了承ください。

4. その他

（1）認可外保育施設等の対象施設について

自治体の確認を受けた施設が対象となります。

※確認を受けていない施設を利用されても、給付対象にはなりません。

※豊島区外の認可外保育施設等を利用された方は、利用された施設が自治体の確認を受けた施設かどうか、施設のある住所地の自治体へご確認ください。

（2）上限金額について

・国立幼稚園の保育料等

令和6年度に国立幼稚園へお支払いした入園料及び保育料について、月額換算した金額を月額上限8,700円の範囲内でお支払いいたします。

・認可外保育施設等の利用料

同月中に複数の施設等を併用した場合は、全施設の利用月ごとの利用料合計と月額上限額11,300円を比較しお支払いいたします。

（3）支給金額の通知について

請求書を受領後、審査の上、決定した支給金額を通知します。

＜お問い合わせ先＞

〒171-8422

豊島区南池袋2-45-1 豊島区役所本庁舎4階

豊島区子ども家庭部保育課幼稚園グループ

TEL:03-4566-2481